

# きよさと KIIYOSATO

編集・発行 前橋市清里公民館 〒370-3573 前橋市青梨子町 339 番地 事務室：TEL027-251-9005  
FAX027-255-0341 e-Mail: d410220@city.maebashi.gunma.jp 市立図書館清里分館：TEL027-253-4588

清里地区の人口と世帯

男	1748人	(-2)
女	1859人	(+1)
人口	3607人	(-1)
世帯	1504世帯	(±0)

〈令和4年8月末日現在( )は前月比〉



**必見！** 市指定重要無形民俗文化財  
清野町野良犬獅子舞  
(午前12時35分)

令和2、3年度とコロナウィルス感染症拡大防止のため中止していましたが、今年度は規模を縮小しながら地域の皆様のご協力により開催されます。清里地区文化祭は、日頃の学習活動や文化活動、伝統芸能の継承活動等の成果を発表する祭典です。作品展示や舞台の発表にふれ、地域のみなさんとの交流を楽しみませんか。

開会式では、清里地区の誇る清野町野良犬獅子舞(前橋市重要無形民俗文化財)を予定しています。また、舞台発表では、各グループ等の多彩な発表が会場を盛り上げます。

**10月29日(土)開催**

開会式 12:30から



模擬店



作品展示

第42回「今を輝け、文化の清里」  
清里地区文化祭

作品展示では、公民館各種学習グループの力のこもった作品の他、少年教室で作成した書道作品も展示されます。催物部門では、各団体による各種模擬店の出展が予定されています。皆様お誘いあわせのうえご来場ください。

■開催日時 10月29日(土)午前12時～午後4時

■場所 清里公民館

なお、開催内容の詳細は10月15日以降に全戸配布される文化祭チラシをご覧ください。

◆西部地区(東地区、元総社地区、総社地区、清里地区) 公民館連携事業◆

～ 歩くことからはじめよう♪ ～

「スマホ(アプリ)を活用した健康ウォーキング講座」

日々の健康づくりをサポートするウォーキングアプリ「G-WALK+」の使い方と効果的な歩き方を学び、「ノルディック・ウォーク」を一緒に楽しみましょう。

日時 10月26日(水)・11月1日(火)  
午前10時～11時30分頃

会場 東公民館会議室・東ふれあい公園(雨天の場合は、室内)

講師 (公財)前橋市まちづくり公社 赤石 国明先生 ほか

用意する物 使用しているスマホ、筆記用具、タオル、飲料等

服装 ウォーキングのしやすい服装と歩きやすい靴

対象 東地区、元総社地区、総社地区、清里地区在住の方

定員 先着30名とし、2日間とも参加可能な方

申込み方法 東公民館(東市民サービスセンター)まで電話申し込みのみです。

☎ 027-251-2598

※申込時には、氏名、住所及び電話番号をお伝えください。

池端町 = 10/10(月・祝)

(池端町公民館前) 7:00～10:00

上青梨子町 = 10/12(水)

(上青梨子町集会所) 6:30～9:00

青梨子町 = 10/12(水)

(清里公民館駐車場南側) 6:00～8:00

青梨子町前原 = 10/12(水)

(清里前原公園) 7:00～11:00

清野町 = 10/10(月・祝)

(清野町集会所) 7:30～10:00

年に一度の集団回収日。清里地区では左記のとおり実施します。なお、搬出できる粗大ごみは、回覧により事前に各自治会へ申し込みをされたものに限ります。

お忘れなく！  
粗大ごみ集団回収日



♪ 清里公民館自主学习グループ紹介

★ 清里詩吟愛好会 ★

詩吟というと堅苦しい、古臭いと思われるがちですが、私達は歌謡詩吟もとり入れて、楽しく勉強しております。若さを保ち健康になりたい方等々入会おまちしております。

- 代表者 松本 汎子
- 練習日 月2回の火曜
- 練習時間 午後7時～9時 ●会費 月 1,000円



🌀 今月の納税のお知らせ 🌀

市県民税(普通徴収分) 3期

国民健康保険税(普通徴収分) 4期

10月31日(月)まで

子育てサロンのお知らせ

開催日: 10月12日(水)・26日(水) 内容: 自由遊び

時間: 午前10時～11時30分

※水分補給のため飲物は持参してください。

場所: 清里公民館 和室

※コロナウイルス感染拡大予防のため、施設内のおもちゃは使用できません。必要に応じて持参してください。

対象: 就園前の乳幼児とその親

参加費: 無料(予約は要りません)

## 図書室だより



### 新着図書案内



#### 一般書

菓子屋横丁月光荘[5]	ほしお さなえ
聖夜のおでん(食堂のおばちゃん 12)	山口 恵以子
神隠し(隠密船頭 9)	稲葉 稔
長屋の花を散らすな(はぐれ長屋の用心棒 53)	鳥羽 亮
居酒屋ぼったくり おかわり!3	秋川 滝美
作家刑事毒島の嘲笑	中山 七里
京都・化野殺人怪路	梓 林太郎
あくてえ	山下 紘加
日本一の洗濯屋が教える汚れ落としの神ワザ	洗濯ブラザーズ
悩んだら、先人に聞け!	相澤 理

#### 児童書・絵本

がっこうのおばけずかん: げたげたばこ	斉藤 洋
かいけつゾロリにんじゃおばけあわわる!	原 ゆたか
キャベたまたんていおとぎ世界でじけんはっせい!?	三田村 信行
世界一クラブ[15]	大空 なつき
ふしぎな図書館とアラビアンナイト	廣嶋 玲子
(ストーリーマスターズ 2)	
はまったら抜けだせない!?食虫植物	石倉 ヒロユキ/編著
スカイブック	アンナ・クレイボーン/文
アマゾン川	サングマ・フランシス/文
そばにいるよ、わたしも	スムリティ・ホールズ
ゾウがあのこといっしょにくらすと	ダヴィデ・カリ

#### ▽休館日

【10月】6(木)・13(木)・27(木)・29(土)  
 ※29(土)は清里地区文化祭のため臨時休館し、振替で10月20日(木)は午後5時まで開館します。  
 【11月】4(金)・10(木)・17(木)・25(木)

#### ▽開館時間

平日: 10:00~18:00  
 土・日・祝: 10:00~17:00

市立図書館清里分館 TEL.253-4588

## 清里地区保健推進員会からのお知らせ

「楽しく・健康ストレッチ」講座を開催

清里地区保健推進員会と前橋市健康増進課主催の「楽しく・健康ストレッチ」講座を開催します。保健推進員と一緒に楽しく運動してみませんか。家でも簡単にできるストレッチ、椅子に座ってできる運動など講師が丁寧に教えてくれます。

■日時 10月24日(月) 午前10時~11時30分

■会場 清里公民館ホール

■対象 清里地区在住、在勤の方

■講師 健康運動指導士・山崎尚子先生

■受講料 無料

■定員 30名(先着順)

■申込み 10月7日(金)から受付開始、各町の保健推進員か清里公民館(市民サービスセンター)へ申込書を提出(申込書は清里公民館にあります。)なお、清里公民館では電話・FAX・メールでの受付はできません。



## おめでとう!くわすま

### ■小中学生の書道絵画の作品展

第56回前橋市子ども書道絵画展を前橋プラザ元氣21で開催します。清里地区からは5作品の受賞がありました。市内の小中学生の優秀作品をぜひご覧ください。

#### ■清里地区の受賞者

◎書道の部

□銀賞 湯浅 悠紀さん(小2)

◎絵画の部

□銀賞 平形 みなみさん(小4)

□銀賞 内山 譲さん(小4)

□銅賞 町田 和奏さん(小1)

□銅賞 内山 七美さん(小3)

#### ■開催期間

10月27日(木)~29日(土)

午前10時から午後5時まで

#### ■会場

前橋プラザ元氣21 にぎわいホール

(本町二丁目12-1)

## ■清寿会グランドゴルフ大会が開催されました。

清里地区清寿会連合会(櫻井洵会長)主催によるグランドゴルフ大会が9月7日(水)吉岡町緑地公園運動公園において開催されました。当日の天気は曇りで絶好の運動日和となりました。

総勢28名による競技では、日頃の練習成果を存分に発揮し、皆グランドゴルフを楽しんでいました。

また、見事なショットによるホールインワンが3名から飛び出し参加者の歓声が緑の芝生に響き渡りました。



## 人権

「こころで考える」

人権とは誰もが生まれながらに持っている自分らしく生きる権利のことです。

この権利は日本国憲法によってすべての国民に保障されています。しかし、現実にはさまざまな偏見やいじめのない差別により人権侵害が起っています。

私たちは、他人の基本的な人権を互いに尊重しあうとともに、それを自分たちの手で守り育てていかなければなりません。

今もあるさまざまな偏見や差別問題を通して、人権の問題について考えてみましょう。

### 【外国人】

我が国に入国する外国人は増加しており、令和元年には約三千百十九万人(再入国者を含む)と過去最高となっています。こうした中、言語、宗教、習慣等の違いから、外国人をめぐって様々な人権問題が発生しています。

法務省の人権擁護機関では、日本語を自由に話せない外国人のために、10言語に対応した「外国語人権相談ダイヤル」及び2言語に対応した「外国語インターネット人権相談受付窓口」を設置しています。また、全国の法務局・地方公務局に「外国人のための人権相談所」を開設し、人権相談に応ずるほか、外国人に対する偏見や差別の解消を目指して、人権啓発活動や調査救済活動に取り組んでいます。

また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動が、いわゆるヘイトスピーチであるとして社会的関心を集めたことから、平成28年6月「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されました。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりすることになりかねないことから、法務省の人権擁護機関では、これまでの「外国人の人権」をテーマにした啓発に加え、こうしたヘイトスピーチがあってはならないということを理解しやすい形で表した人権啓発活動とともに、ヘイトスピーチによる被害等の人権に関する問題の相談窓口の周知広報にも積極的に取り組んでいます。

(法務省人権擁護冊子『人権の擁護』から)